

平成20年度一般会計当初予算

一般会計当初予算

67億3200万円のあらまし

～安全で快適に暮らせるまちづくりを目指して～

町の財政状況は、このところの経済状況の好転にあわせて、大型量販店等の進出などにより良好な状態を維持していますが、米国経済の動向、原油価格の高騰等による景気の変動や税制改正の動向など不透明な要素を抱えており、今後も福祉・医療や町有施設の改築需要等に伴う歳出の増が見込まれる状況にあります。

上里町の平成20年度予算は第4次総合振興計画を基本に据え「新行財政改革推進プラン」に基づき、歳入では税の収納率の向上など自主財源の確保に努めるとともに、歳出では物件費（備品、消耗品費、水道光熱費、印刷代等）などの経常経費の削減と建設費などにあてられる投資的経費の抑制により健全財政の維持に努め、予算編成を実施しました。

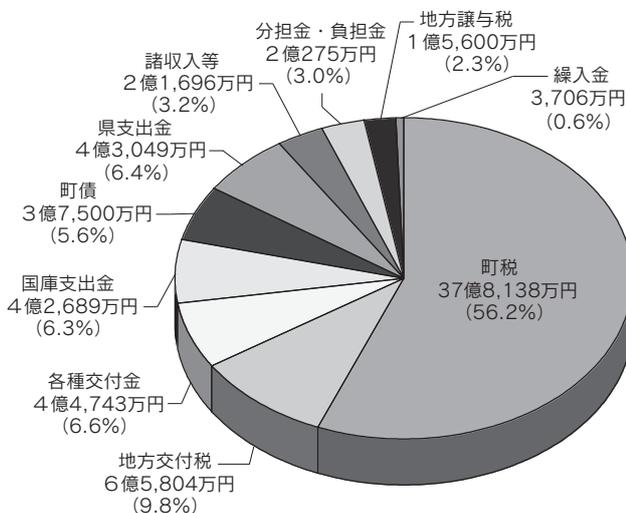
こうした節約した予算ではありますが、医療制度改革への対応や、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりのための防災対策関係予算を重点配分しています。

歳入

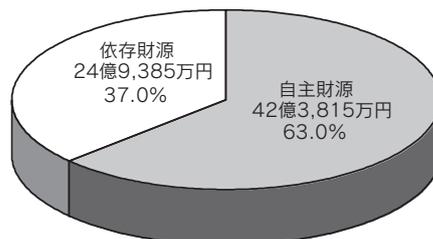
◆歳入の特色

財源的には、自主財源が63.0%と対前年度比0.6%増となり、昨年に引き続き増となりました。これは、町税の伸びによるものですが、町財政の自主性と安定性が高まったことを意味します。しかし、予算的には歳入の不足分を財政調整基金（町の貯金）から繰り入れていて、依然として厳しい財政運営といえます。

- 歳入の56.2%を占める町税ですが、近年の好況を反映し法人町民税及び固定資産税が増収となっています。(対前年度比5.1%増)
- 地方交付税は、前年度の好調な法人町民税の影響などにより、減額が見込まれます。(対前年度比6.4%減)
- 県支出金は個人町民税徴収事務委託金の増が主な原因です。(対前年度比14.8%増)
- 町債（町の借入）は、歳出の普通建設費を圧縮していることにより減となっています。(対前年度比2.4%減)
- 繰入金は財政調整基金からの繰入を3,000万円におさえることができ、大幅な減額をすることができました。(前年度比71.6%減)



【財源構成】



平成20年度一般会計当初予算

歳出

◆歳出の特色

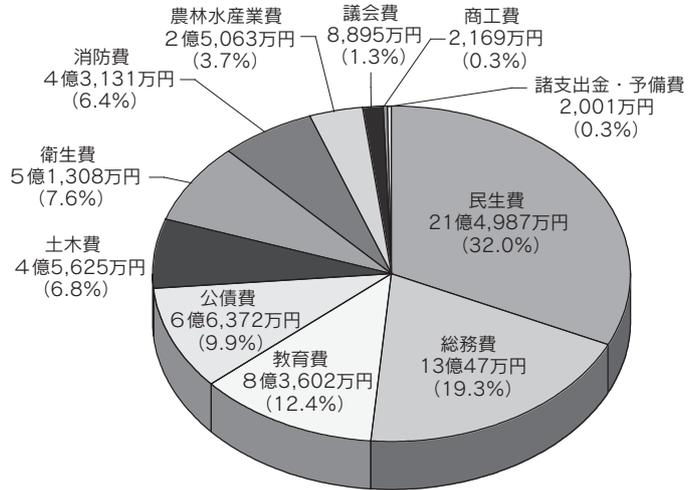
今後も少子・高齢化の影響により町の財政負担は大きくなっていくことが予測されることから、昨年に引き続き、健全財政維持のため「新行財政改革推進プラン」に基づく節約した予算となりました。こうした中でも、重点施策と継続施策はしっかりおさえ行政の効率化に努めました。これからも、既存の行政サービスの質を損なうことなく、変動する時代に対応した内容が提供できるよう努めていきます。

●重点的な推進事項として、「安全で快適に暮らせるまちづくり」の観点から防災対策関係の強化を図りました。河川のはん濫に備え、安全に避難し被害を最小限に抑えることを目的とするハザードマップを作成します。また、第一分団の消防自動車購入や防災行政無線子局を新設いたします。(消防費に計上)

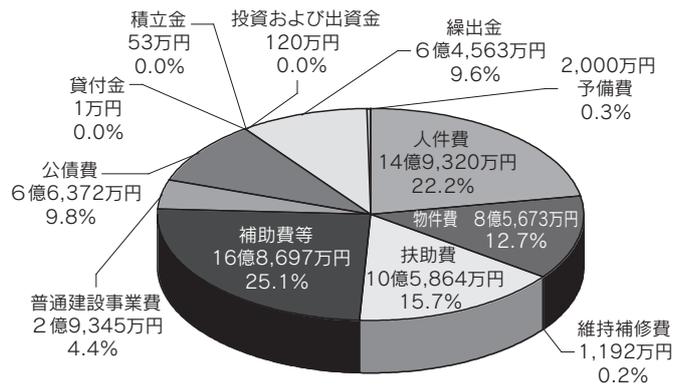
●民生費は、対前年度比2.3%の増で歳出の32%と最も大きな部分を占めています。町民の皆様には身近な福祉関係の予算で、少子・高齢化施策として力をいれている分野です。本年度は特定健診・特定保健指導への取組、妊婦一般健康診査回数増(2回から5回へ)、乳幼児医療費助成事業では児玉郡市内の医療機関について窓口払いの一部を廃止するなど充実を図っています。

●子供たちは将来の町を担う財産で、教育費も大きな柱の一つです。すでに、中学校に設置されているAED(自動体外式除細動器)を小学校5校に設置し、また、上里東小学校を拠点校として英語支援員配置事業を実施します。本庄上里学校給食センター建設の負担金は昨年に引き続き計上されて、教育費は対前年度比15.8%の増となっています。

●性質別分類をみると、普通建設事業費が圧縮され対前年度比16.7%の減となっていますが、町道や古新田四ツ谷線の整備など主要事業は継続していきます。



[性質別分類]



一般会計・特別会計・企業会計当初予算

区分	会計名	平成20年度予算額	平成19年度予算額	増減率
特別会計	一般会計	67億3,200万円	66億5,220万円	1.2%
	国民健康保険	20億9,468万円	21億7,021万円	△3.5%
	介護保険	10億2,755万円	8億9,995万円	14.2%
	後期高齢者医療	3億3,007万円	-	皆増
	老人保健	2億1,802万円	17億9,876万円	△87.9%
企業会計	駅南土地区画整理事業	7,123万円	1億1,276万円	△36.8%
	公共下水道	5億7,778万円	6億6,810万円	△13.5%
	農業集落排水	1,736万円	1,695万円	2.4%
	水道事業	5億9,231万円	10億5,384万円	△43.8%
	一般会計からの借入償還金を除く	5億9,231万円	5億5,384万円	7.0%
合計	116億6,100万円	133億7,277万円	△12.8%	
	一般会計からの借入償還金を除く	116億6,100万円	128億7,277万円	△9.41%

※1万円未満四捨五入。△印はマイナス。水道事業は収益的収入と資本的収入の合計額。

町民1人あたりが負担する税額
122,848…円
町民1人あたりに使われる予算
218,706…円
(一般会計ベース：
平成20年3月1日現在人口で算出)

平成18年度普通会計決算による

バランスシート・行政コスト計算書の概要

バランスシート

■バランスシートってどんなもの？

地方自治体の一般会計、特別会計の予算・決算は、1年間のお金の出入り（フロー）のみを表したものになっているため、今ある公共施設などの資産価値やこれから返済しなければならぬ借金などの負債がどのくらいあるのか（ストック）を読み取ることができません。

そこで、それらの状況が一覧で対比できるように、民間企業などで用いられている「複式簿記」で整理された「バランスシート」を作成しています。

「バランスシート」は、平成18年度までに整備した建物や土地、基金など、どのくらいの資産が町に蓄積されているのか、また負債（将来の世代が負担するもの）がどのくらいあるのかを表しています。

バランスシートの構成は資産、負債と正味資産となっており、「資産」＝「負債」＋「正味資産」という関係にあります。

正味資産とは、学校や道路などを建設するために使ったお金のうち、国、県の補助金や町税などが財源となった、今後返済の必要の無い資産のことを示しています。また営利を目的としない町のバランスシートでは「資本」という考え方がありません。そのため民間企業でいう「資本」は「正味資産」と表現し、今までの世代が負担した金額としてとらえています。

■バランスシートから分かること

町の資産合計は242億5,267万円で、このうち約33.6%が負債（将来の世代が負担するもの）によるものです。

資産の部では、有形固定資産が全体の約88%を占めています。平成18年度は七本木小学校改修事業（耐震・トイレ）などにより資産が3億9,621万円増加する一方で、過去に取得した財産が減価償却されたことにより、前年対比で4億7,665万円の減額となりました。資産の合計では前年度対比で4億5,530万円減額となっています。

負債の部では、ここ数年の借入額は普通建設事業費を圧縮しているため減少していて、また償還額も増加しており地方債の残高は減額となりましたが、退職給与引当金が伸びていて9,432万円の増となっています。

正味資産は、資産を形成するために使ったお金のうち、皆さんが納めた町税をはじめ、国や県からの補助金等を財源としたもので、今後返済しなくてもよい支払い済みのものです。健全な財政運営の視点からは正味資産が多く、負債が少ないことが望ましいとされています。平成18年度の正味資産の比率は、66.4%で、前年度より1%低下しています。財政状態の健全度の指標として、高い方が良いので注視していく必要があります。

また、町民一人当たりで換算すると、資産は75万9千円、負債が25万5千円、正味資産が50万4千円となります。（平成19年3月31日総人口31,957人から算出）

バランスシート

資産の部	金額	対前年度増減額
①有形固定資産	213億5,161万円 (88.0%)	▲4億7,665万円
（うち土地	66億5,728万円 31.2%)	
1 総務費	63億8,458万円 (29.9%)	
2 民生費	6億1,860万円 (2.9%)	
3 衛生費	3,689万円 (0.2%)	
4 農林水産費	9億8,966万円 (4.6%)	
5 商工費	890万円 (0.0%)	
6 土木費	81億7,876万円 (38.3%)	
7 消防費	2億2,882万円 (1.1%)	
8 教育費	49億192万円 (23.0%)	
9 その他	348万円 (0.0%)	
②投資など	13億8,522万円 (5.7%)	1,769万円
③流動資産	15億1,584万円 (6.3%)	366万円
1 現金・預金	9億748万円	7,101万円
2 未収金	6億835万円	▲6,735万円
合計	242億5,267万円	▲4億5,530万円

負債の部	金額	対前年度増減額
①固定負債	75億6,516万円	6,258万円
1 地方債	60億8,022万円	▲6,179万円
2 退職給与引当金	14億8,495万円	1億2,437万円
②流動負債	5億7,875万円	3,174万円
1 翌年度償還予定額	5億7,875万円	
合計	81億4,391万円(33.6%)	9,432万円

正味資産の部	金額	対前年度増減額
①国からの補助金	16億2,140万円	▲2,771万円
②県からの補助金	12億9,689万円	▲1億1,391万円
③一般財源等	131億9,047万円	▲4億800万円
合計	161億876万円(66.4%)	▲5億4,962万円

負債・正味資産合計	242億5,267万円	▲4億5,530万円
-----------	-------------	------------

※バランスシートは総務省の『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書』に基づいて作成されています。

行政コスト計算書

■行政コスト計算書って何？

町の仕事には、高齢者や障害者などに対する助成や支援費など、人的サービスや給付サービスのような資産形成につながらないサービスが大きな比重を占めています。

バランスシートが資産や負債の状況を表すのに対し、行政コスト計算書は、このような資産形成につながらない行政サービスに要した費用が計上されています。

そこで、「行政コスト計算書」は、この行政サービスについて、一年間（今回は平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）のサービス提供の状況を目的別・性質別にコスト（経費）面から把握し、これらに要した財源の状況を明らかにするためのもので、企業会計の「損益計算書」にあたります。地方公共団体の場合に「損益計算書」と呼ばない理由は、民間企業と異なり、利益を目的としていないため、利益の計算を主目的とする損益計算書という名称はなじまないと考えられるからです。

行政コスト計算書

		性質別				合計	構成比 (%)	
		人にかかるコスト	物にかかるコスト	移転支出的なコスト	その他のコスト			
目的別	説明	人件費、退職給与引当金など	電気料、修理など維持補修、減価償却	福祉関係の手当てや、団体への補助金など	借入れの利子、時効により納入されなかった税金など			
	1	議会費	8,588万円	371万円	265万円	-	9,224万円	1.3
	2	総務費	5億9,533万円	4億8,025万円	6,295万円	-	11億3,853万円	16.5
	3	民生費	2億9,534万円	1億9,185万円	18億1,957万円	-	23億 676万円	33.4
	4	衛生費	7,804万円	1億3,912万円	4億6,475万円	-	6億8,191万円	9.9
	5	農林水産業費	9,700万円	1億 750万円	1億7,173万円	-	3億7,623万円	5.5
	6	商工費	629万円	85万円	1,406万円	-	2,120万円	0.3
	7	土木費	1億1,597万円	4億1,639万円	1億8,217万円	-	7億1,453万円	10.4
	8	消防費	583万円	3,748万円	4億2,826万円	-	4億7,157万円	6.8
	9	教育費	2億5,025万円	4億 172万円	2億1,394万円	-	8億6,591万円	12.5
	10	公債費	-	-	-	1億4,193万円	1億4,193万円	2.1
	11	不納欠損額	-	-	-	9,001万円	9,001万円	1.3
合計		15億2,993万円	17億7,887万円	33億6,008万円	2億3,194万円	69億82万円		
構成比 (%)		22.2	25.8	48.6	3.4	100		

※行政コスト計算書は総務省の『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書』に基づいて作成されています。

●用語の説明

『性質別』…支出する経費が人件費や扶助費、公債費などのように経済的性質を基準とした分類です。

『目的別』…教育費や民生費、土木費といった行政分野別の分類で、予算書や決算書に使われる分け方です。

■行政コスト計算書から分かること

上里町の平成18年度の行政コストは69億82万円でした。これを性質別にみると、移転支出的なコストが全体の48.6%を占めており、次いで物にかかるコストが25.8%、人にかかるコストが22.2%、その他のコストが3.4%となっています。次に、目的別で見ると民生費が全体の33.4%、総務費が16.5%、教育費が12.5%、土木費が10.4%、衛生費が9.9%と続いています。

行政コスト計算書は、資産形成以外にどれくらいサービスを提供したかを表しています。たとえば、バランスシートでの有形固定資産では民生費の構成比は2.9%と少ないですが、行政コスト計算書では33.4%と最も多いコストを使っています。このことから、民生費は資産の形成ではなく障害者・高齢者・保育所などに消費するコストの方が多く読み取れます。

「行政コスト計算書」を作成することにより、行政サービス提供のコストを把握し、行政活動の効率性を検討することができます。今後は「新行財政改革推進プラン」とあわせて、分析・評価のための資料として活用していきます。

※詳細表については、上里町のホームページ「財政情報」に掲載しています。

国民年金コーナー

No.286

国民年金保険料が後払いできる

『学生納付特例制度』



20歳以上であれば、学生であつても国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる『学生納付特例』の制度があります。

■市区町村の国民年金の窓口で申請してください。
■申請が認められた場合、保険料を社会人になってから追納する（保険料を後から納める）ことができます。

対象になる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校および各種学校（※①）等に在学する20歳以上の学生（※②）が対象です。ただし、本人の前年所得が118万円超のときは、この特例の対象とされません（学生に扶養親族がいる場合、限度額は引き上げられます）。

※①…各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校（修業年限は1年以上である課程）となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学（日本分校）の学生も含まれます。

※②…夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

申請して認められると

■この特例の対象となった期間については、年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に参入されます。また、事故や病気で障害が残ったり、死亡した場合、本人や遺族に障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

■学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば追納

することができず、追納する保険料の額は、2年度を経過すると経過した年数に応じて加算がきますのでご注意ください。

申請時のポイント

■申請は年度ごとに必要です。申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに申請してください。
■手続きに必要なものは、次のとおりです。

- ① 学生証または在学証明書（コピー可）
- ② 年金手帳（初めて国民年金に加入する方で、加入の届出と一緒に申請するときは不要）
- ③ 認印（本人が署名する場合に必要）

■申請が認められたかどうか（審査結果）は、社会保険事務所から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、ご了承ください。

問合せ

熊谷社会保険事務局【☎048-522-5211】

『合併処理浄化槽設置補助』申請受付

⑥

対象者／専用住宅（建売住宅は対象外）に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方で、平成20年4月1日以降に着工し、平成21年3月31日までに工事が完了する方
※着工日を確認するため、現地を確認します。なお、公共機関による道路拡幅事業などで便槽取壊しによる補償を受けた方は対象外となります。

対象区域／町内で下水道事業計画認可区域および農業集落排水事業施行区域（上郷・久保地区）を除いた区域
対象浄化槽／国庫補助指針に適合、または全国浄化槽協会に登録した浄化槽（なお設置業者による機能保証登録が必要）
受付期間／（前期）6月2日（月）～30日（月）、（後期）11月17日（月）～12月19日（金）

※予定基数前期・後期各30基（新設25基・転換5基）がありますので、申請者が多数の場合は抽選となります。
設置費補助金額／1基あたり16万8000円（10人槽以下）
転換促進費補助／既設の単独処理浄化槽または汲み取り方式から合併処理浄化槽へ転換される場合に対象
※補助金額は、1基あたり6万円（10人槽以下）です。なお、前記の設置費補助金額に上乘せられますが、建物の新築や建て替えの場合には、対象になりません。

〔平成21年度設置補助申請の見直しについて〕

平成21年4月1日より、建物の新築や建て替えの場合による合併処理浄化槽の補助申請は対象外と見直す予定です。なお、既設の単独処理浄化槽または汲み取り方式から合併処理浄化槽へ転換される場合は今までどおり対象となります。

問合せ…下水道課下水道係

【☎35-1228内2311・2312】

税務通信



国税専門官募集 （大学卒業程度）

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして法律・会計等の専門知識を駆使し、国税に関する調査や指導などの事務を行う国税専門官採用試験を次のとおり実施します。

◆受験資格

- (1) 昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方
- (2) 昭和62年4月2日以降生まれの方で
- ① 大学を卒業した方及び平成21年3月までに大学を卒業する見込の方
- ② 人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

◆受付期間
4月1日(火)～14日(月) (消印有効、土日除く)

◆申込書提出先

希望する第1次試験地を所管する国税局へ

◆問合せ・申込書の請求

本庄税務署総務課 ☎22-2111 | 関東信越国税局人事第二課試験係 ☎048-600-3111



平成20年度

固定資産税の

縦覧・閲覧制度を

ご利用ください

① 土地・家屋縦覧帳簿の縦覧
町内所在の課税対象となる土地又は家屋について、土地の納税者は（自己所有の土地だけでなくほかの所有の土地も含めて）土地縦覧帳簿に登録された価格を、家屋の納税者は（自己所有の家屋だけで

なくほかの所有の家屋も含めて）家屋縦覧帳簿に登録された価格を縦覧できます。

② 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りている人はその土地について、家屋を借りている人はその家屋及びその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③ 宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、標準宅地の位置及び単地籍当たりの価格をどなたでも閲覧できます。

◆縦覧・閲覧期間

- ①：4月1日(火)～6月2日(月)
- ②③：いつでも可

◆縦覧・閲覧時間

午前8時30分～午後5時15分

◆縦覧・閲覧場所

上里町役場税務課（①番窓口）

◆手数料

- ①③：無料
- ②：4月1日(火)～6月2日(月)の間は無料（期間を過ぎると有料）

◆持参するもの
①②を希望される方は、身分証明書（免許証・保険証等）※代理人の場合は、委任状が必要で、借地・借家人で閲覧を希望される方は、賃貸借契約書等の提示が必要となります。

◆問合せ

税務課資産税係 ☎35-1220（直通）



納税窓口

夜間・休日開庁のお知らせ

◆4月の開庁日

- [夜間（午後9時まで）]
4月7日(月)・15日(火)・25日(金)
- [休日（午前8時30分～正午）]
4月13日(日)

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係
〔1階西側〕☎35-1220内1121〕

◆お知らせ◆

税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を!

一般競争入札の結果

※単位は円。金額については消費税込みの契約金額です。

◆平成20年2月29日分

工 事 名	落札金額	落札業者
① 平成19年度 上里公共下水道事業汚水管渠築造工事（2工区）	63,000,000	金子・木村特定建設 工事共同企業体

65歳以上で介護保険の認定を受けていない方に 『生活機能(基本)チェックリスト』(特定高齢者候補者の選定) が郵送されます

介護保険法の改正により、今年度から『生活機能評価』の健診(検査)が新たに追加されました。

町では、4月中旬までに65歳以上で介護認定を受けていない方を対象に『生活機能(基本)チェックリスト』を送付します。必要な介護予防を知らすために、日常生活を『はい』『いいえ』でチェックし、7月22日(火)までに同封された封筒で返信してください。

返信していただいた生活機能(基本)チェックリストにより、生活機能評価の健診を受診していただく方を決定し、その後に実施される特定健康診査・後期高齢者健康診査と一緒に受診していただきます。

なお、上里町国民健康保険以外の健康保険組合に加入されている方についても、生活機能評価は受診できますので、返信をお願いします(受診日については、後日個別通知させていただきます)。

◆生活機能(基本)チェックリストとは?

65歳以上の方の『生活機能の低下の有無』をチェック(図1参照)するものです。

◆『生活機能評価』とは?

介護予防のための判断基準であり、その判定方法は生活機能(基本)チェックリストと生活機能検査(問診や身体測定、理学的検査、血圧測定、貧血検査、アルブミン検査、心電図)の結果から、医師が『生活機能の低下』の『有り』

『無し』の判定を行います。この健診を受けていただくことで、要支援・要介護状態にならないように介護予防事業に参加していただく方を決定し、元気に生活していくことを支援・応援していきます。返信をしていただかないと、検査を受ける対象者の把握ができませんので、忘れずに返

生活機能(基本)チェックリスト

(図1)

No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことはありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI) BMI 18.5未満=	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物などでむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から『いつも同じことを聞く』などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくな った	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに 感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ
26	自動車・自転車・バイクなどに乗って外出していますか	0. はい	1. いいえ
27	趣味や稽古事(クラブやサークル)をしていますか	0. はい	1. いいえ
28	この1年間に入院の経験はありますか	1. はい	0. いいえ
29	自分で食事の支度(用意)ができますか	0. はい	1. いいえ



信じてください。
◆問合せ
地域包括支援係 ☎内1204・1206

健康診査のお知らせ

平成20年4月から健診の仕組みが変わります。新しい健診制度では、特定健康診査は国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が健康保険に加入されている方を対象に実施します。後期高齢者の健康診査は後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に実施することになりました。今後の健康管理を生かしていくためには、この機会にぜひ健診を受けましょう。

■対象者

①特定健康診査

上里町国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方が対象となります。

②後期高齢者健康診査

上里町にお住まいの後期高齢者医療制度に加入されている方が対象となります。

■申込

該当者に健康診査の申込書を4月中旬に郵送しますので、健診希望日など必要事項を記入の上、希望される健診日の1か月前までに申し込みください。

※会場の都合上、1日に受診できる人数が100名程度となります。同一の健診日で希望者多数となる場合は、申込を受け付けた順（先着順）となります。

なお、健診日の記入がない場合には、申込状況を確認した上で、自動的に日程を決定させていただきますので、ご了承ください。

■日程

6月16日(月)～20日(金)
7月14日(月)～18日(金)
8月18日(月)～22日(金)

■会場

上里町コミュニティセンター

■健診項目

問診、理学的検査（身体診察、身長、体重、胸囲（74歳以下）の測定、BMI（肥満度）の判定、尿検査、血液検査（肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査）

■料金

800円

国民健康保険に加入されている方へ

現在お持ちの上里町国民健康保険被保険者証、限度額認定証、特定疾病受給者証の裏面につきましては、老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行することにより、内容の一部変更が必要なところですが、経費削減などに対処すべく、差し替えは行いませんので御了承ください。

不明な点は、ご連絡ください。

後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収(仮徴収)が始まります

●平成20年4月から特別徴収(年金天引き)の対象となる方

後期高齢者医療制度に加入されている方で、
○年額18万円以上の年金を受け取っている方
○介護保険料との合計額が年金額の2分の1未満の方

○平成20年1月10日現在に上里町国民健康保険に加入されていた方

以上のすべてにあてはまる方は、該当となります。

なお、特別徴収の対象となる方には、4月上旬にお手元に『後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書』が届きます。

●特別徴収の仕組み

①平成20年4月、6月、8月の3期は、平成19年度住民税申告の情報に基づき計算された保険料額が年金から天引きされます(仮徴収)。

②平成20年7月に平成20年度の住民税申告の情報に基づき本算定がされ、保険料年額が確定しますので、平成

20年10月、12月、平成21年2月の3期で不足分の保険料額が年金から天引きされます(本徴収)。

※平成20年1月10日現在に上里町国民健康保険以外の健康保険に加入されていた方は、平成20年10月以降特別徴収(本徴収)が開始されます。

※特別徴収(仮徴収、本徴収両方とも)の対象にならない方については、平成20年7月上旬にお送りする納付書により、保険料を納めていただくこととなります。



●問合せ

医療年金係 [内1221]・1224]

こんにちは！
保健師 &
栄養士です

保健センターからのお知らせ

問合せ…保健センター ☎33-2550

～20歳代の若年層では、急激に増えています～

受けよう！『子宮がん検診』

子宮がんには、頸部がんと体部がんの2種類があり、がんのできる場所が違います。同じ子宮に発症するがんでも、発生しやすい要因や年齢、症状などに違いがあります（表1参照）。

子宮頸部がんには検診が非常に有効で、進行がんを防ぎ死亡を減らす効果が証明されています。

頸部がんの発生率は、50歳以上の中高年層ではこの20年間で順調に減ってきていますが、逆に20～24歳では約2倍に、25～29歳では3～4倍に増加しています。これは、頸部がんはヒトパピローマウイルスの感染が関与しており、高齢になるほど多くなるほかのがんと違って、性行動が活発な若い世代での感染が増えているためと考えられています。子宮がん全体の死亡人数・割合で見ると、頸部がんで亡くなる方が多くなっています。

頸部がん・体部がんともに、早期発見、早期治療により治るがんであるため、年に1回、少なくとも2年に1回はぜひ検診を受けましょう。

上里町では子宮頸部がん検診を実施します

◆対象／町内に在住する20歳以上で、病院、職場等で受ける機会のない方

◆検診／集団と個別のどちらか一方を選んで受診

◆日程表／下表のとおり

◆申込／保健センターへ

※子宮体部がん検診を希望される方は、医療機関へご相談ください。

集団検診	日時	4月22日(火)～25日(金)・5月8日(木)・9日(金) 午後0時30分～1時30分
	会場	保健センター
	料金	400円（乳がん検診と同時開催）
個別健診	日時	5月1日(木)～10月31日(金)
	会場	本庄市内の指定の医療機関
	料金	1,700円

表1 『頸部がん』と『体部がん』の違い

	子宮頸部がん	子宮体部がん
できる場所	子宮の入り口である頸部の表面の細胞から発生	子宮の奥にあたる体部のうちの内膜から発生
何歳の人に多い？	30～40歳代で多く診断されている。40歳以上では年々減少しているが、20～30歳代では逆に増加している	50～60歳代で多く診断されている。以前は少なかったが、すべての年代層で年々増加している
どんな人がなりやすい？	ヒトパピローマウイルスの感染が発がんとの強い関係にある。よって、活発な性活動や性交渉の相手が多いほどリスクが高くなる。また、喫煙者でもリスクが高くなる	閉経以降にリスクが高くなる
症状	初期は自覚症状がほとんど出ない	初期の症状として、月経以外の出血があげられる。下腹部痛も出血に次ぐ症状である



～平成20年4月1日から～

『妊婦一般健康診査』の公費負担回数が5回に増えます

町では、安心・安全な出産を迎えることができるよう妊娠中の健康診査の一部を無料で受けられる『妊婦一般健康診査受診券』の交付をこれまでの2回から5回に拡大します。平成20年4月1日時点で出産予定日を迎えていない方で、上里町で既に2回分の『妊婦一般健康診査受診券』を交付されている方には追加交付を行います。対象となる方には個別に通知します。上里町外から転入された方にも受診券を交付しますので、お手元に通知文が届かない方は、上里町保健センターまでご連絡ください。

妊婦健康診査は、母体の健康と赤ちゃんの健全な発育のために、とても大切な健診です。必ず受けましょう!!



保健センター予定表 ☎33-2550

4月	2日(水)	ポリオ
	4日(金)	
	7日(月)	
	8日(火)	
	11日(金)	赤ちゃん相談
	14日(月)	2歳児歯科健診 (平成18年3月生)
	15日(火)	3歳6か月児健診 (平成16年9月生)
	16日(水)	1歳6か月児健診 (平成18年9月生)
	17日(木)	3・4か月児健診 (平成19年12月生)
	18日(金)	7・8か月児健診 (平成19年8月生)
22日(火)	子宮・乳がん検診	
		25日(金)
5月	8日(水)	子宮・乳がん検診
9日(木)		

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所

[本庄市保健センター内☎24-2003]
 診察科目…内科・小児科
 診察時間…午前9時～午後4時
 ※健康保険証を持参してください。

②在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

4・6日(日)	高山整形外科	☎22-3245
4・13日(日)	辻クリニック	☎35-1116
4・20日(日)	中沢皮膚科	☎22-1112
4・27日(日)	中村外科医院	☎21-6211
5・11日(日)	西澤整形外科	☎33-0600

小児救急電話相談 (#8000)

休日や夜間の子どもの急病(発熱、下痢、おう吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、小児科経験のある看護師が相談に応じます。また、必要に応じて医師の助言を受け対応します。

なお、大人の病気などに関する相談、子どもの発育や病気予防など救急でない相談はご遠慮ください。

◆相談方法(電話による相談)

※埼玉県内のどこからでも電話で「#8000」をプッシュすることで、相談窓口につながります。携帯電話からの相談も可能です。ダイヤル回線・IP電話の方は☎048-833-7922へ。

◆相談受付時間

- ・平日(月～土)
午後7時～午後11時
- ・休日(日・祝・年末年始)
午前9時～午後11時

★受診可能な医療機関をお探しの場合

- ・埼玉県内の病院を紹介
救急医療情報センター(24時間対応)
[☎048-824-4199]
- ・児玉郡、児玉郡市外の病院(群馬県方面も含む)を紹介
児玉郡市広域消防本部(24時間対応)
[☎0495-24-1119]

◆問合せ

埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当
☎048-830-3538

～中1・高3に相当する年齢の方も対象となります～

『麻しん風しん混合予防接種』を受けましょう！

はしかは、例年春に流行する病気で、感染力が非常に強く、予防接種を受けていないと多くの方がかかります。昨年春の若者を中心とした“はしかの流行”を受け、今年度から中学1年生と高校3年生に相当する年齢の方も接種対象となりました(5年間の期限付、上表の中1・高3『接種計画』を参照)。

●中1・高3『接種計画』

平成20年4月時点での学年	接種対象になる予定年度
中1・高3	平成20年度
小6・高2	平成21年度
小5・高1	平成22年度
小4・中3	平成23年度
小3・中2	平成24年度

◆平成20年度の接種対象

	平成20年度接種対象者	接種期間
第1期	生後1歳～2歳未満	1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前々日まで
第2期	幼稚園・保育園などの年長児 (平成14年4月2日～15年4月1日生まれ)	平成20年4月1日～21年3月31日まで (春のはしか流行の前に、早めに接種しましょう)
第3期	中学1年生に相当する年齢の方 (平成7年4月2日～8年4月1日生まれ)	
第4期	高校3年生に相当する年齢の方 (平成2年4月2日～3年4月1日生まれ)	

日本脳炎予防接種について

日本脳炎予防接種は、厚生労働省より『現行の日本脳炎ワクチン接種後に重症の急性散在性髄膜炎を発生した事例が出たため、慎重を期して接種を差し控える勧告』が出されました。これを受けて本町でも日本脳炎予防接種の接種勧奨を見合わせています。

ただし、定期接種の対象者のうち接種希望する方には、日本脳炎予防接種の効果や目的および重篤な副反応をご理解いただいた上で、公費接種を行っています。

◆日本脳炎

対象者	接種回数
生後3歳～7歳6か月未満	1期初回 2回 1期追加 1回
9歳以上13歳未満	2期 1回

赤ちゃん相談の

「個別相談」が予約制に変わります

今まで予約が不要でした赤ちゃん相談の「個別相談」が4月から予約制となります。相談希望の方は相談日前日までに保健センターへご連絡ください。

相談者の受付は、午前10時30分から開始となります。相談希望者が多数の場合は、先着順で10名様までとさせていただきますのでご了承ください。

計測のみの方は、従来どおり予約は不要です。

